

令和5年4月1日 現在  
人口: 242,983人  
世帯数: 114,741世帯  
面積: 27.09km<sup>2</sup>



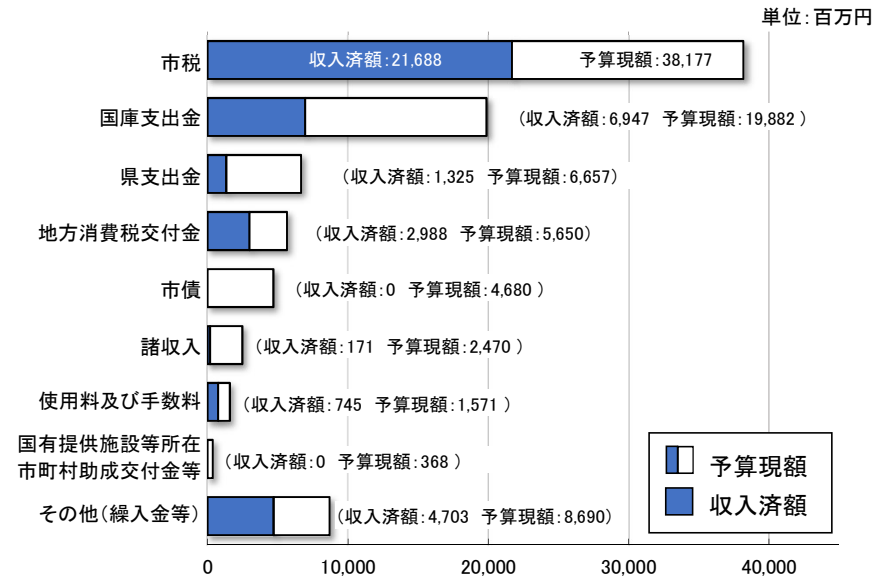
# 大和市の財政状況

地方自治法第243条の3第1項及び大和市財政状況の作成および公表に関する条例の定めるところにより、財政状況を次のとおり公表します。  
令和5年12月1日 大和市長 古谷田 力

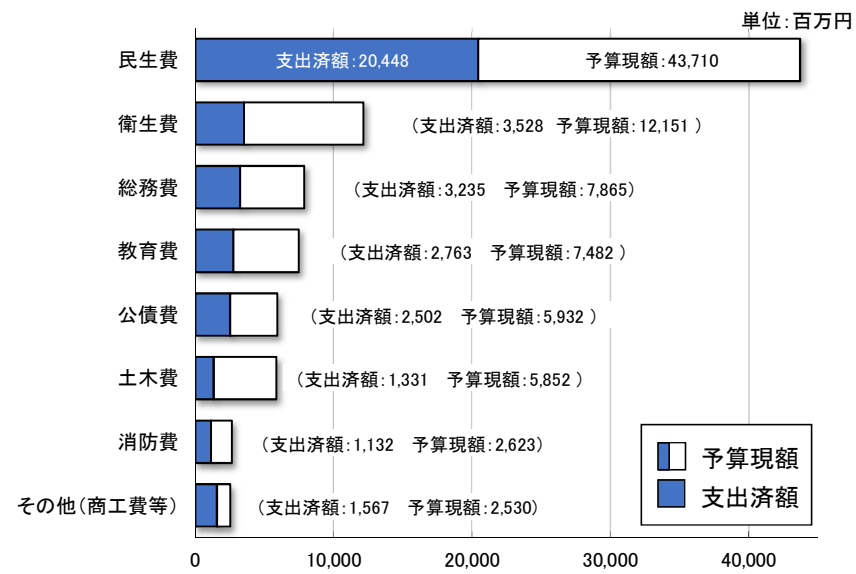
(令和5年12月1日作成)

## 令和5年度上期 財政状況 (令和5年9月30日時点)

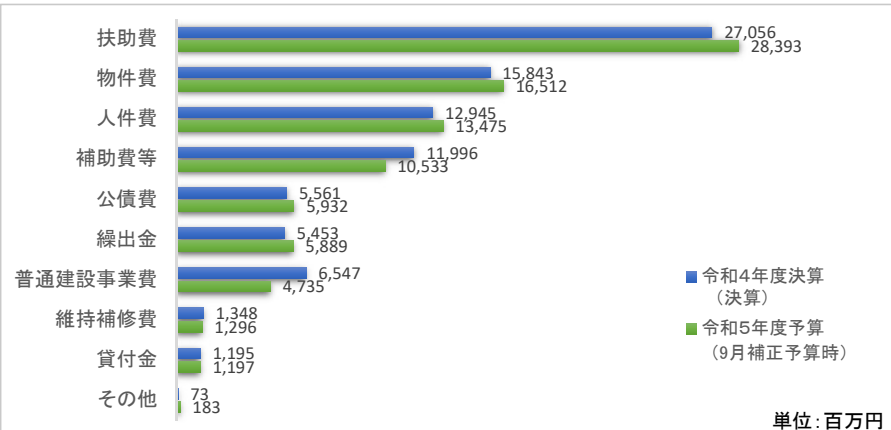
### 一般会計歳入予算 881億4千5百万円 (収入済額385億6千7百万円)



### 一般会計歳出予算 881億4千5百万円 (支出済額365億6百万円)



### 一般会計の性質別歳出



### 特別会計・企業会計の予算状況

会計	歳入	歳出
国民健康保険事業	22,287 百万円	22,287 百万円
介護保険事業	18,730 百万円	18,730 百万円
後期高齢者医療事業	3,494 百万円	3,494 百万円
病院事業(企業会計)	13,151 百万円	13,729 百万円
下水道事業(企業会計)	7,237 百万円	6,909 百万円
合計	67,984 百万円	69,933 百万円

### 市有財産現在高

市有財産	令和5年9月末	令和4年度末
土地	184,827 百万円	184,840 百万円
建物	34,087 百万円	35,879 百万円
基金	16,460 百万円	14,427 百万円
出資による権利	699 百万円	699 百万円
債権	159 百万円	180 百万円
有価証券	52 百万円	52 百万円
合計	236,284 百万円	236,077 百万円

### 市債現在高(特別会計・企業会計含む)

借入先	令和5年9月末
政府資金	30,169 百万円
地方公共団体金融機構	27,730 百万円
その他	25,228 百万円
合計	83,127 百万円

一時借入金の現在高  
全会計(令和5年9月末) 0 百万円

### 性質別歳出を家計にと考えると

物件費・補助費等・・・光熱水費や保険料などの生活費  
扶助費・・・医療費や保育料など  
人件費・・・食費  
公債費・・・ローンの返済  
繰入金・・・子への仕送り  
普通建設事業費・・・家の建替や増築など  
貸付金・・・知人・友人への貸付

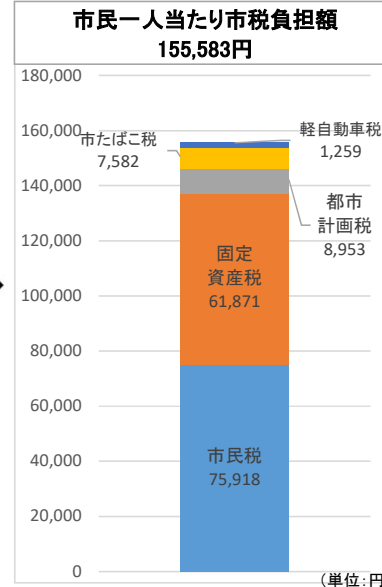
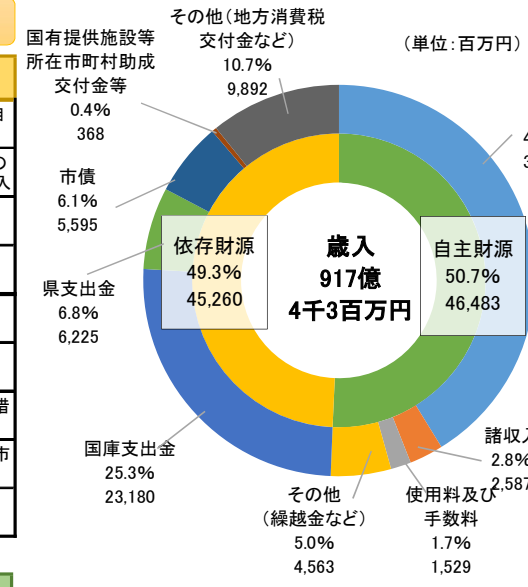
※表内の各数値は端数処理されているため、実際の数値と比べて若干の差が発生している場合があります。

## 令和4年度 決算

### 一般会計の状況

歳入 917億4千3百万円	
自主財源	50.7%
依存財源	49.3%

歳出 880億1千7百万円	
民生費	49.4%
土木費	6.9%
総務費	8.4%
教育費	10.1%
公債費	6.3%
消防費	2.9%
衛生費	13.4%
その他	2.6%



### 特別会計・企業会計の状況

会計	歳入	歳出
国民健康保険事業	21,369 百万円	21,278 百万円
介護保険事業	17,731 百万円	17,541 百万円
後期高齢者医療事業	3,376 百万円	3,248 百万円
病院事業(企業会計)	13,008 百万円	12,611 百万円
下水道事業(企業会計)	7,174 百万円	6,626 百万円
合計	65,445 百万円	66,130 百万円

### 都市計画税の用途

用途	充当額(千円)
道路	97,061
公園	63,398
下水、ごみ処理	1,102,228
土地区画整理	912,771
合計	2,175,458

### 大和市財政の健全化指標『地方公共団体の財政の健全化に関する法律』

指標	説明	大和市の値(☆印)	0%	早期健全化の対象となる基準ライン(財政状況のエロ-カド)	財政再生の対象となる基準ライン(財政状況のレッドカド)
①実質赤字比率	一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する割合	— (黒字のため非該当)	☆	11.34%	20%
②連結実質赤字比率	全会計を対象とした赤字の標準財政規模に対する割合	— (黒字のため非該当)	☆	16.34%	30%
③実質公債費比率	一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する割合	3.4% (基準未滿)	☆	25%	35%
④将来負担比率	一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する割合	33.7% (基準未滿)	☆	35%	
⑤資金不足比率(公営企業)	資金不足額の事業規模に対する比率	— (黒字のため非該当)	☆	20%	

●早期健全化基準: ①~④の指標のうち、1つでも基準以上となった場合、「財政健全化計画」を作成し、議会の議決を経た上で県知事に報告しなければなりません。  
●財政再生基準: ①~③の指標のうち、1つでも基準以上となった場合、「財政再生計画」を作成し、議会の議決を経た上で県知事に報告しなければなりません。

●経営健全化基準: 公営企業会計ごとに算定した資金不足率が基準以上となった場合、「経営健全化計画」を策定し、議会の議決を経た上で県知事に報告しなければなりません。  
※本市における公営企業会計の対象は、下水道事業会計と病院事業会計です。

(☆印の位置が右へ行くほど財政状況は悪化傾向です)